

高校3年生の皆さんと保護者の皆様へ

皆さんに選挙について知って欲しい事柄をお知らせします。

参議院議員通常選挙

- ・参議院の定数は248人
- ・議員の任期は6年、3年ごとに半数が改選されます
- ・衆議院と異なり、解散はありません

投票できる人は？

7月20日(日)時点で満18歳以上(平成19年7月21日までに生まれた方)で、選挙人名簿に登録されている方です。

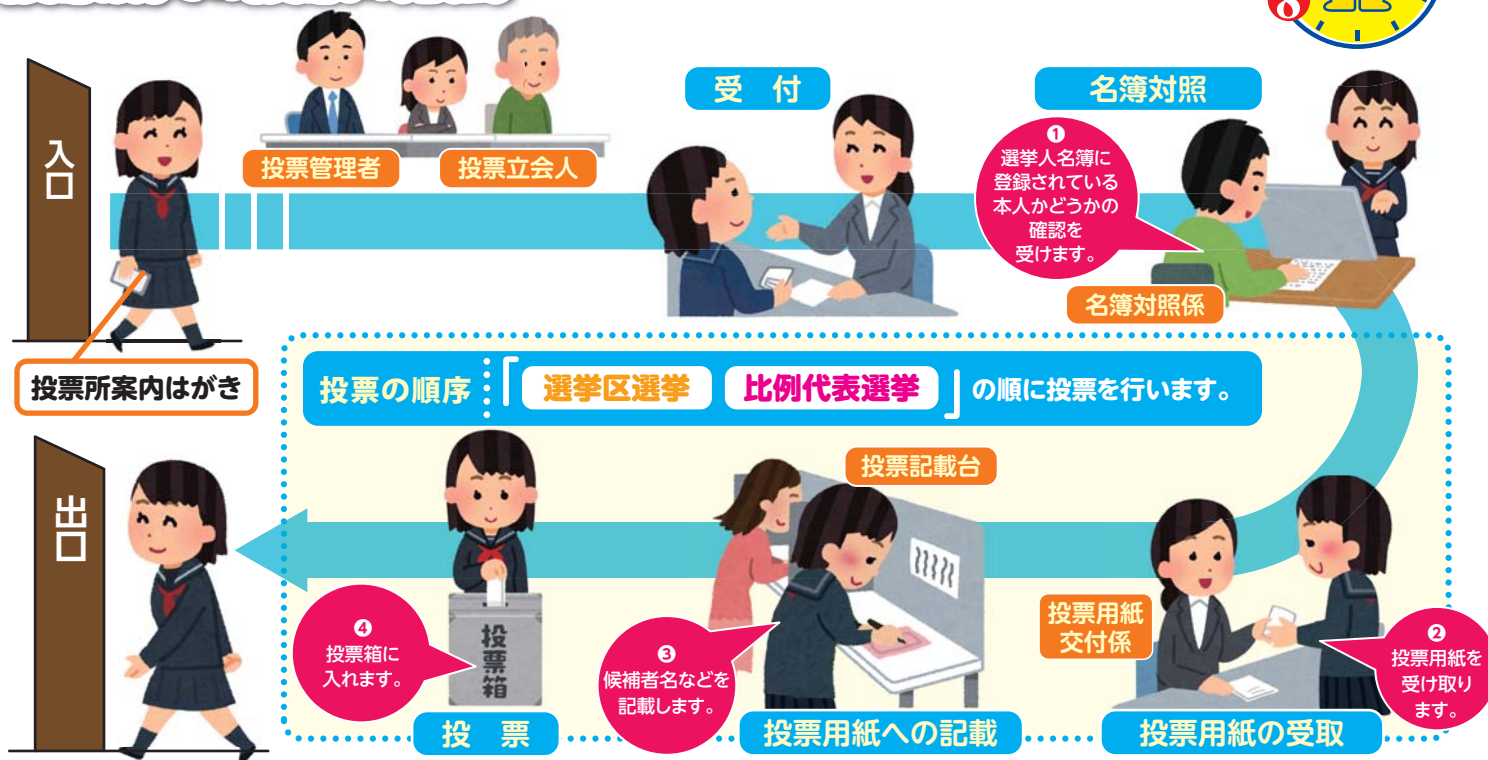
- ・「公示日の前日7月2日時点」で、お住まいの市町村に3カ月以上住民登録があれば、自動的に選挙人名簿に登録され、その市町村で投票できます。
- ・最近引越しをされた方の名簿への登録については、お住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ・「令和7年6月21日以降」に札幌市内で転居した方は前の住所の投票所での投票となる場合があります。
※詳しくはお住いの区の選挙管理委員会にお問い合わせ下さい。

投票日は

7月20日(日)
(午前7時から午後8時まで)



投票所での投票の方法



投票日に投票に行けない方は期日前投票・不在者投票を利用しよう！

投票できる期間

7月4日(金)～19日(土)
午前8時30分～午後8時00分
(土曜・日曜も投票できます)

※期日前投票を行う時点で18歳未満の方は不在者投票による投票(投票用紙等の請求が必要)となります。

投票できる場所

■札幌市内にお住まいの方の場合
各区役所または
区民センター内に設置する
期日前投票所

■札幌市外にお住まいの方の場合
お住まいの市町村の選挙管理委員会に
ご確認ください。

次の期間は、各区で第2期日前投票所の利用もできます。

- 7月17日(木)～19日(土)
- 午前10時～午後8時
- 場所は投票所案内はがきで
ご確認ください。

The image shows a sample of a ballot paper and a voting slip. The ballot paper has a header with the text '参議院議員通常選挙' (General Election of Members of the House of Councillors) and a section for marking the ballot. The voting slip is a separate document with a header and a section for marking the ballot.

札幌市内にお住いの方に届くはがきの見本

自宅に「投票所案内はがき」が届きます

- ・表面には投票日当日の投票所や時間などが記載されています。
- ・投票所に持って行きましょう。



選挙運動について

選挙運動とは… 特定の候補者の当選を目的とした行為のこと。選挙の公平を確保するため、公職選挙法に定められたルールに従って行わなければなりません



★どの候補に投票するかを友達や家族に相談すること自体はOK！
でも、最終的には自分で考え、誰に投票するか決めることが大事だよ！

次の①～⑤の選挙運動は、満18歳(有権者)になれば可能です。

同じ高校生でも、17歳と18歳では違います！

選挙運動を行う時点で
18歳未満の方は
選挙運動ができません。

18歳は
OK



17歳は
ダメ！

① 友達や知人に、 投票や応援を依頼する

※ただし、友達や知人の家を訪問して
投票や応援を依頼する戸別訪問は
禁止！



② 電話により投票や応援を 依頼する



③ 選挙運動メッセージを SNSなどで広める (リポスト、シェアなど)



④ 自分で選挙運動メッセージ を掲示板・ブログなどに 書き込む



⑤ 選挙運動の様子を 動画サイトなどに投稿する



ウェブサイト等を利用するときの注意点！

Xのユーザー名や返信用フォームのURL
(例: ■■@xx.ne.jp) など、発信者に直接連絡を取るために
必要な情報を表示しなければいけません！

①～⑤などの選挙運動ができるのは、選挙運動期間です。

※候補者や政党等以外の方は、年齢に関係なく
電子メールを利用した選挙運動はできません！

公示日の7月3日(木)から
投票日前日の7月19日(土)まで



差出人: 〇〇太郎 (■■■@xx.ne.jp)
件 名: 〇Xさんを当選させよう
宛 先: △△花子
本 文: 今回の選挙ではみんなで協力
して〇Xさんを当選させよう

電子メールとは、SMTP方式及び
電話番号方式を指します。

札幌市選挙管理委員会ホームページ
<https://www.city.sapporo.jp/senkan/>



札幌市選挙管理委員会公式 X
「めいすいくんのつぶやき」



札幌市選挙管理委員会・札幌市明るい選挙推進協会